

平成26年第1回防府市議会定例会会議録（その7）

○平成26年3月26日（水曜日）

○議事日程

平成26年3月26日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 市長行政報告（追加）
- 4 議案第17号 防府市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
議案第19号 防府市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
議案第25号 防府市手数料条例中改正について
議案第31号 平成26年度防府市競輪事業特別会計予算
（以上総務委員会委員長報告）
議案第15号 防府市教育振興基本計画について
議案第16号 防府市スポーツ推進計画について
議案第27号 防府市社会教育委員の定数及び任期に関する条例中改正について
議案第28号 防府市青少年問題協議会条例中改正について
議案第29号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
議案第38号 平成26年度防府市介護保険事業特別会計予算
（以上教育厚生委員会委員長報告）
議案第18号 防府市農業農村整備事業分担金徴収条例の制定について
議案第24号 防府市手数料条例中改正について
議案第32号 平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計予算
議案第33号 平成26年度防府市索道事業特別会計予算
議案第34号 平成26年度防府市と場事業特別会計予算
議案第35号 平成26年度防府市青果市場事業特別会計予算
議案第36号 平成26年度防府市駐車場事業特別会計予算
議案第37号 平成26年度防府市交通災害共済事業特別会計予算
議案第39号 平成26年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第40号 平成26年度防府市水道事業会計予算

- 議案第 4 1 号 平成 2 6 年度防府市工業用水道事業会計予算
議案第 4 2 号 平成 2 6 年度防府市公共下水道事業会計予算
議案第 4 3 号 防府市国民健康保険条例中改正について
議案第 4 5 号 平成 2 6 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（以上環境経済委員会委員長報告）
- 5 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度防府市一般会計予算
議案第 4 4 号 平成 2 6 年度防府市一般会計補正予算（第 1 号）
（以上予算委員会委員長報告）
- 6 議案第 4 6 号 工事請負契約の一部変更について
- 7 議案第 4 7 号 防府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正について
- 8 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	久保潤爾君	2 番	橋本龍太郎君
3 番	木村一彦君	4 番	清水浩司君
5 番	藤村こずえ君	6 番	和田敏明君
7 番	平田豊民君	8 番	田中敏靖君
9 番	中林堅造君	10 番	三原昭治君
11 番	山田耕治君	12 番	重川恭年君
13 番	高砂朋子君	14 番	山本久江君
15 番	安村政治君	16 番	吉村弘之君
17 番	上田和夫君	18 番	松村学君
19 番	田中健次君	20 番	山下和明君
21 番	山根祐二君	22 番	安藤二郎君
23 番	河杉憲二君	24 番	今津誠一君
25 番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	吉 川 祐 司 君
総 務 課 長	林 慎 一 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君	土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	会 計 管 理 者	木 村 雅 幸 君
教 育 部 長	原 田 知 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	藤 本 豊 君
消 防 長	牛 丸 正 美 君	上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。13番、高砂議員、14番、山本議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

ここで、市長より、さきの一般質問における今津議員の質問に対する答弁を訂正したい旨の申し出がございますので、これを許可します。市長。

○市長（松浦 正人君） 3月6日の今津議員の一般質問に対する答弁の中で、訂正を要する箇所がありました。お手元に配付のとおりでございますが、お詫び申し上げ、訂正させていただきます。

以上です。

市長行政報告（追加）

○議長（行重 延昭君） ここで、市長より先般の地震による被害状況等について行政報告を行いたい旨の申し出があります。この際、市長行政報告を日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、市長行政報告を日程に追加することに決しました。

これより、市長行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 3月14日に発生いたしました伊予灘を震源とする地震の状況等について御報告申し上げます。

平成26年3月14日の午前2時7分ごろに伊予灘を震源とするマグニチュード6.2の地震が発生し、本市では西浦で震度5弱、寿町で震度4が観測されました。

この地震により、重傷者1名、軽傷者1名の合計2名の負傷者が確認されております。まずもって、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

建物等の被害状況につきましては、主なものとして、市所有施設のうち、西浦にある防府北排水機場のポンプの破損等、計6施設の被害を確認しておりますが、そのほかに大きな被害はございませんでした。

次に、この地震に対する本市の対応でございますが、当初は市内で震度5弱が観測されましたことから、防府市地域防災計画に基づく第1非常体制の職員配備といたしました。その後、午前3時に警戒体制調整会議を開催し、職員の配備体制の把握及び被害情報の収集を行った結果、災害対策本部は設置しないことといたしましたが、第1非常体制は継続することとし、午前4時と午前5時にそれぞれ警戒体制調整会議を開催し、情報等の把握に努めました。

これらの結果、被害の拡大も認められなかったため、午前5時15分に職員配備を第1非常体制から第2警戒体制へと移行し、午前6時30分ごろ、市内の全ての自治会長へ、電話により被害状況を確認いたしました。被害の情報はございませんでした。

その後、午前7時と午前10時に警戒体制調整会議を開催した結果、新たな被害情報もございませんでしたので、午前10時40分に第2警戒体制を解除いたしました。

次に、避難所等での対応につきましては、自主避難所となっております市内の公民館などに職員が参集し、避難者への対応を図ったところでございますが、避難された方はおられませんでした。

また、3月22日の午後8時5分には、3月14日の地震の余震と考えられる伊予灘を震源とするマグニチュード4.2の地震が発生し、西浦で震度3、寿町で震度1が観測されましたので、第1警戒態勢の職員配備といたしましたが、この地震に関する被害情報はございませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの市長行政報告に対する質疑がございましたらお願いいたします。18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 4年前の7.21、平成21年の、大変な防府市大災害がありましたけども、このたび、また大地震があつて震度5弱と。私もたまたまあの日は夜遅くて起きておったんですけども、外の防災無線でいろいろ地震のことを伝える放送がされておりました。

実際、家におるとやはり聞こえなくて、外に出てようやく何を言っているのかわかったというような、夜ふけて静かな時間でありましたけども、そういった状況でありました。また、この辺について検討の余地があるなというふうに思いました。

私も、何で情報を取ったかといいますと、メールとテレビです。震度5弱とはっきり出てました。あれを見られた方は、市民は、だから要は、防府市には震度5弱の地震があつたというふうにほとんどの方が理解しとると思いますし、翌日の新聞にもそのように出ておりました。

そこで、今、先ほど、地震がありまして、被害は今のところはなかったということですけども、実際、防府市としては第1非常体制の職員配備をしたというふうにありますけども、確認いたしますが、災害対策本部の設置はきちんとなされたということなんでしょうか。それをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 震度5弱の地震が起きた場合は、市としては、本部体制のうちの第1非常体制ということで、自動的にこれは職員が配属につきます。当然、夜、深夜でございますので参集をしてくるわけですけども、ある一定の数の職員が参集しましたら、まず、警戒体制調整会議、これは私がやるわけですけども、行いまして、本部を立ち上げる必要があるかないかということ判断をいたします。

このたびは、震度5弱ということで、職員はもうそのまま自動的に第1非常体制の配備につくということで、それぞれ指示なく参集を始めてるわけですけども、本庁に参りました部長級職員、ある程度の数が集まった段階で、この調整会議を行いまして、その来るまでの周りの様子、それから、実際の被害等の電話の状況、問い合わせの状況、そういう

ものを勘案いたしまして、対策本部を設置するまではないという判断をいたしまして、非常体制の維持ということだけ確認しまして、本部そのものは看板は掲げておりません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 平成24年5月に、防府市地域防災計画というものをつくられてまして、ここに要綱がございます。防府市災害対策本部設置運営要綱、これが、震度5弱になった場合、これに基づいていろいろ動いていかなきゃいけない。それともう一つ、災害対策本部設置前に係る警戒体制調整会議要領というのがあります。

これを見ますと、「災害時に、第1非常体制となる災害対策部設置の検討及び災害対策本部設置時の対応を円滑にするため、警戒体制調整会議を設置する」と、目的にあります。つまり、これは何かといいますと、第1非常体制をとってるということは、もうこれを行っているということなんです。非常体制になる前に、これに基づいて調整会議やるわけですから、非常体制をやって調整会議をやるというんじゃ、この要綱と全くあべこべではないかなというふうに思います。

それと、震災編の、震災対策編、地域防災計画、平成24年3月の、このものを見ますと、やはり、地震の場合は第1非常体制というものをとるときは、もう既に災害対策本部を設置してなきゃならんというふうに書いてあります。

無条件に災害対策本部を設置して、やらなきゃいけない。例えばですけど、県内で震度5弱と言われたのは3市1町です。柳井市と平生町と下松と防府です。柳井、平生町は震度5弱で災害対策本部を設置しております。下松と防府はしてなかったわけですけども、下松については、震度5弱では、防災計画では設置を検討するというふうになってます。つまり、検討した結果、未設置ということになったわけですけども、防府は未設置ということになっております。

それと、もし、今、総務部長が答弁をするのであれば——例えば、平生町がこういう状態になっています。災害対策本部を設置して、その後、第2警戒体制になっています。こういうことならつじつまが合うんですけど、その辺についてちょっと疑念が残るんですが、どういうことなんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 対策本部といいますか、いわゆる防災計画の規定を厳密に読みますと、議員、おっしゃるとおりだというふうに思っております。ただ、現場でそれぞれの判断はあるということで、例えば地震の場合は、連絡調整会議を地震の前にやるということは当然あり得ないことで、いきなり本部を立ち上げて云々というよりは、きちん

と集まった——本部体制というのは、ある程度の職員が参集しないと機能いたしませんので、その前段である程度の判断をするということはある程度得ると思っております。

今回につきましては、いろいろな情報の収集、それから、電話のかかり方、あるいは被害報告の状況、そういうものが短時間のうちにほとんど入ってこないという状態でございます、それは被害があったからということではなくて、ほとんどの場合、被害がなかったからと、今回判断できましたのでこういう形にいたしました。

防災計画どおりに進んでないとおっしゃるのであればそのとおりでございますけれども、今回の判断につきましては、特に、大きな誤りがあったというふうには考えておりません。それから、いつでも災害対策本部、設置できるような状況にはずっと維持をしておいたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） というんじゃなくて、この防災計画ではそういった、以前もそうだったですね。要は、そういった主観的な要素が入って初動体制がおくれて、議会で問題になったわけですけど。そういうことがないようにということで、あれから、防災計画というものをきちっと厳しく検討をしていらっしゃったはずだと思っておりますけど、つまり、これは機械的にやるような計画になっているはずなんです。

だから、計画の中にはすごく細かく書いてあります。今、言いましたけど、第1非常体制、第2非常体制、緊急非常体制、第1警戒体制、第2警戒体制。これの基準があります。第2警戒体制は震度4の地震が発生したときです。第1警戒体制は震度3の地震が発生したとき。防府市が今回行った行動の仕方というのは、まさにこの第2警戒体制のやり方なんです。

もう非常体制に入ったら、人が参集するとかじゃなくて、まず設置をして、そして、みんな動員してやっていくということがこの計画には書かれているんです。だから、そういった判断の余地がない、考える余地がない状態で機械的にやると。そして、その中で、どうやって動くか。そして、これなら、災害が緩和されておるようであれば、第2警戒体制にもっていかうかという平生町のようなやり方になってくるわけです。こういうことがないわけです。

ぜひ、もう一つ教えてほしいんですが、配備の決定及び指令ということで、本部長、副本部長に対して、総務部長からいろんなやりとり、また、こと細かな行動をやらなきゃいけないと、こういった計画、こういうフローが、指示系統が出ております。市長、副市長、夜おそかったわけですが、実際、どのようなことをこの震度5弱が起きたときにされたの

か、この辺についてお尋ねしたいと思います。両方、市長と副市長にお答えしていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） その前に、一つ誤解といいますか、解釈の仕方なんですけども、第1非常体制というのは、本部の指示がある、ないにかかわらず、これは自動的に立ち上がります。これは、もう職員の配属が決まっておりますから、震度5弱が記録されれば、もちろん職員ですから防府市にいないということもありますし、あるいは、寝て気がつかないということもあり得ると思うんですけども、少なくとも震度5弱が出た情報を得た人間は、これは自動的に配属になります。

本部を設置して指示を受けるとか受けないとか、そういう以前の問題で、本部組織ではなくて、いわゆる現場の組織はそれと同じ形で動きます。例えば、避難所であれば避難所の担当者は避難所に集合して避難所を開設すると。それから、市の広報班であれば広報がないにかかわらず集まって待機をするという形のものは、自動的に立ち上がるということだけは御理解いただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 当日でございますが、私、メールを受けまして、確認いたしまして、すぐ、市役所のほうへ登庁いたしました。

途中、大きな災害等もなかったわけでございますが、そのようなことで、先ほどから総務部長が申しておりましたように、私も判断をいたしまして、そのようなことをしたわけでございます。決定をしたということでございます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私にということでございますが、私は3時過ぎだったと思いますが、副市長からの電話で、災害対策本部は設置しないと、調整会議においてそのように決定したという報告を受けたところであります。

私は、役所に入ったのは4時過ぎですかね。何と車がいっぱい、駐車場の、置き場がないと思ったのが記憶に残っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 市長が、今、入られたのは4時ということでしたけど、そのときにもう未設置にしますよというふうに内部で決まっていたと言いますが、防府市が第2警戒体制を打った時刻は5時15分なんですけど、1時間ぐらい。だから、まだ決定していなかったのかなという。私のデータでは、そういうふうになっておるんですけど。

いずれにしても、これだけすばらしい、厚い、何百ページと言わんぐらいの細かい計画をつくって、万全の防災計画となっていると私は信じておりますが、やはり、使う側が結局きちっとやらなかったら計画倒れになってしまいますし、以前の教訓を生かした防災に強いまちづくりをすると、市長も以前公約で言われて、今も、その一つのKの中にそれが入っておると思いますけども、一つのKじゃないですかね。プラス防災というやつでしたかね。

ぜひ、そういった感覚で日々過ごしていただいて、ぜひ、きちんとしたこの計画に乗った体制をやっていただくよう要請をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中議員。

○19番（田中 健次君） 松村議員の質疑を聞いて、私もちょっと疑問に思うところがあるわけですが、この防府市の地域防災計画の資料編という資料によりますと、いわゆる警戒体制調整会議の要領というものがあって、災害対策本部設置の検討をするということが書いてあって、その次のページに、警戒体制調整会議設置フローというものが書いてあります。

これを見る限り、連続降雨量が90ミリを超え云々だとか、時間雨量が20ミリを超えであるとか、土砂災害警戒情報が連続して発表される云々とか、災害等が発生するおそれがあるときというような形で、地震のようなものではなくて、大雨による災害、洪水あるいは土砂災害というものを想定して、この調整会議というものがあるんじゃないかというふうに。

それで、この地域防災計画の震災対策編を見ると、5弱の地震が発生したときには災害対策本部を設置するというような感じでむしろ書いてあるので、調整会議云々ではなくて、やはり、いきなり立ち上げるのが筋道ではないかというふうに考えております。その中で、被害の程度が少なければ、より下の警戒段階に下ろすということで、災害対策本部を解散するということもあり得るでありましょう。

今の答弁を聞いておって1つ気になることは、今回の場合、寿町では震度4、それから、西浦で震度5弱ということでありました。寿町は多分岩盤のあるところに設置をされておるので地震の被害を受けにくいと。西浦のところは、ちょっと場所よくわかりませんが、自然に埋め立てられた平野部であれば、こういうところは、地震には弱いという、堆積される土砂のところ、弱いということがあられるわけです。そうなりますと、市内でも被害の程度が強いところ、弱いところと出てくるわけです。

平成21年7月の災害を思い起こしていただくと、確かにまちなかでは大雨でありまし

た。しかし、物すごいひどい雨だというものはありましたが、まさか市内で土砂災害が起きているということは私自身は予想できませんでした。昼のあのニュースを見ても、勝坂の風景をテレビのニュースの画面でやっておりましたけれども、市内、勝坂のこれがどこだろうかということが想像できないようなことでありました。

そういった地域的な偏りというものもできるわけですから、ある意味では寿町の中心、あるいは主要な職員の方が通る市役所まで来る経路だけの問題だけではなくて、やはり、こういう場合には、災害対策本部をきちっと立ち上げていくというのが筋道ではないかと思うんですが、もう一度改めて、この辺について御答弁願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 議員の御意見、ごもっともだと思います。——表現、大変申しわけございません。正しいと思います。

今回に関しましては、一応、警戒体制調整会議、私がやりまして、私の判断でそうさせていただきます。

さっき、松村議員のときにちょっと誤解があるのかなと思ったのは、一応、こういう体制でいくということにつきましては、ちゃんと市長のほうに進達をいたしまして、確認を取って行動は取っております。警戒体制調整会議、最初の段階で本部を設置しないという判断は私がいたしまして、そういうことでよろしいかという判断は仰ぎました。

議員のおっしゃるように、本部の体制というのは、確かに市内全域を考えないといけませんので、例えば、西浦が震度5弱だからほかが震度5弱いってないということではございません。おっしゃるように、全体のことを考えて行動する必要があったかなと思います。

ただ今回、ちょっと言いわけになりますけれども、今回の地震につきましては、先般の雨のときとは全く状況が異なっておりまして、あのときは、私、現場にはおりませんでした。本庁に電話がじゃんじゃん入ってきて電話がとれない状態になるという状況まで、実態としてはあったというふうに聞いております。

今回は、そういう市民からの通報はほとんどございまして、情報は消防と警察、それから、気象庁にはこちらから電話するという形で、停電も起こっておりませんし、被害が発生しているということは、これはほとんど認められない状況にあったというふうに理解しております。

本部体制を自動的に立ち上げるべきであったのではないかという御意見に対しましては、防災計画がそうなっておりますので、私の判断がまずかったというふうにおわび申し上げたいと思いますし、今後の対応を正しく行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中議員。

○19番（田中 健次君） 1つ気になることは、3月14日の地震があって、それより弱いマグニチュード4.2の3月22日の地震があったと。これで、事態が何となく収束するというような感じを我々が持つということについて、ある意味では危惧もするわけです。

例えば、14日のすぐ次の3月15日土曜日の毎日新聞では、県の地震・津波防災対策検討委員会会長の山口大学の三浦教授が、この伊予灘について、マグニチュード7級の明治芸予地震から100年以上が経過していると。その後は、今回の地震を含め、マグニチュード6級の地震しか起きていないと。このため、三浦教授は、自身の試算結果をもとに、マグニチュード7.3、7.4ぐらいの地震を起こすエネルギーがたまっているのだと指摘したということでありますので、これで終わりということではなくて、これがある意味では始まりということになるかもしれません。そういうこともひっくるめて、この点について警鐘を鳴らしておきたいと思います。

それから、次の日の、これは別の、3月15日の中国新聞ですが、体育館等のつり天井のパネルが落下するということが、県内の4つの小・中学校で起きておるということがあります。これは、地震の起きる時間帯が2時ということで、学校が、当然誰もいないというような時間でありましたので被害はなかったわけですが、これが日中であれば、その下で体育の授業をしておる。あるいは、これが、もし卒業式でもあれば大変困ったことになったというふうなことになるわけですが、そういう意味で、県教委は市町の教育委員会に対策を急ぐよう求める方針を固めたというようなことが報道されております。

それで、この問題は、私、平成24年の6月議会、改選前ですけれども、校舎の耐震ではなくて、学校施設の被構造部材の耐震化ということで、こういったつり天井だとかそういうものの耐震の診断チェックをやらなければならないと。

防府市は、きちっとしたそういったものをその当時はしてなくて、この24年度あるいはその翌年にかけて——25年度ですね、つまり、今の年度ですが、かけて、そういったものをするというような当時の議会答弁でありました。

この辺について、こういった大きな地震が起きて、実際に、県内で天井が落ちているということがありますので、場合によっては防府市でも落ちていたかもしれないというふうには言わざるを得ないものでありますが、この辺について、現状でどのように今、教育委員会の方は考えておるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 今の御質問にお答えいたします。

学校施設につきましては、既に、体育館の構造体の耐震化は完了いたしておりまして、現在、校舎の耐震補強改築工事を進めているところでございます。ですが、児童・生徒が長い時間を過ごす学校施設、とりわけ、体育館等につきましては避難所として使われる学校施設でございます。

安全・安心な教育環境を確保するため、天井材等の被構造部材の耐震点検、耐震化に速やかに取り組む必要があるということははっきりと認識をしているところでございます。

したがって、学校施設本体の耐震化を最優先としながら、まず学校と連携をいたしまして、家具・備品等の転倒防止や施設設備の落下防止などの対応可能なものにつきましては早急に対応し、天井材などの大がかりな工事を必要とするものにつきましては、早い時期に設計に取りかかりたいと考えております。

現時点では、本市には防音対策事業によりまして施工いたしました天井材がある体育館、これが10棟ございます。これらの天井材を全て撤去するというのでは、防衛省の設計基準から外れるということになります。

したがって、現在、国の天井等落下防止対策の手引きの作成に携わられた大学教授の方の視察、それから、県からも民間の専門家を派遣していただいております。文部科学省及び防衛省の基準に沿った方向で、天井材落下防止対策ができないか検討しているところでございます。検討結果を踏まえ早い時期に、できれば次年度内にも計画を立てて、順次進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中議員。

○19番（田中 健次君） 1年10カ月、9カ月ですか。それ、前と比べて、若干しか進んでないという感じを持ちました。

実は、防衛省が天井をつくるということにこだわっているというのは、ちょっと困った話だと思うんですけども、私の住んでおります地域の小学校、中学校の体育館は文部科学省の補助ということなのかもしれませんが、そういった天井はありません。この前も小学校、中学校の卒業式で改めて天井を見て感じたわけでありましてけれども、ぜひ、早急に、この辺は、事業の実施に向けて全力を尽くすような形のことを要請しておきたいと思いません。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） 1ページ目の最後3行部分のところに、市内の全ての自治会長への電話により被害状況を確認をいたしました。被害の状況はございませんでしたという御報告を受けました。

この時間帯でございましたら、いたし方がないこととは思いますが、実際、お聞きした例でございますが、これは、民間のマンションでございますが、エレベーターが終日動かなかったことで、透析を予定していらっしゃった車椅子の方がエレベーターで降りることもできず、透析に行けなかった。そういったことで、大変な思いをされたということをお聞きをしました。

私がお聞きしたいと思っておりますのは、こういった障害者の方や急を要する病気の方等が住んでいらっしゃる、エレベーター活用のご事情でございますけれども、そういったときにはなかなか、その要配慮者を援護するというのがなかなか難しいわけです。

それで、その方はやむなく夜になって透析の病院に行かれたということでございますけれども、新年度に当たりまして、要配慮者の災害時の支援のための名簿を作成するというように、健康福祉部のほうでは発表、予算化もされておりますし、今後進めていかれるようにされております。そういった要介護者の方々の支援、こういった災害時にはどういふふうにしていくのかということが改めて問われる1日ではなかったか、そういうふう思うわけでございます。

この名簿の作成をしていかれるに当たって、その活用と運用というのは、本当に急がれることではないか。それをどのようにして、先ほどのエレベーターが動かなかったことで病院に行くことができなかったことは、大変残念なことだったことではありますけれども、その方だけではありませんが、要介護者の災害時の支援、名簿の作成のその後の活用と運用、この辺に、加速度を持って進めるべきではないか、そういうふう思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） ただいま御指摘ございましたように、要配慮者の名簿につきましては、今年度、1月、それから、この28日の予定で第2回目の委員会を開催しまして、名簿の作成の対象者、どういう方が対象になるかという要配慮者の対象の範囲を決めていただきまして、ことしの9月を目途に、名簿の作成ができるように進めてまいりたいと考えておりますが、実際には、今現在、以前、一般質問で御答弁申し上げましたように、同意をいただいております高齢者の方と障害者の方につきましては、既に、民生委員さんを通しまして説明会を開かせていただきまして、その名簿を地域にお渡ししている地区もございます。

今、おっしゃいましたエレベーターが停止したために透析を受けられなかったという方につきましては、今、一人暮らしの方と寝たきりの方と障害者の方で、こういった障害に該当する方については、名簿に多分あると思っておりますので、その漏れている場合については、

手挙げ方式で、やはり、名簿に登載をするということになるだろうと思います。

これから、どういうふうにしていくかということにつきましては、まず、名簿に登載するかどうかということにつきまして、条例で意思表示をされない場合には登載を認めていただいたといった形で名簿をつくりまして、1年後の来年の3月をめどに名簿を作成して、今度は地域の方々に見守りの体制のためにお渡ししていくというふうになるだろうと思います。

確かに、急がなければいけないということは十分承知しておりますので、頻繁にこういう調整会議を開かせていただきまして、同意をいただくように、なるべく配慮する形で名簿の作成を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、高砂議員。

○13番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

各自治会におきましては、自主防災組織を立ち上げられ、地域におかれましても、こういった要配慮者の方を災害時には見守っていかなくてはいけない、支援していかなくてはいけないというふうな市内の状況でございます。

この自主防災組織の活用、そして、要配慮者、援護者名簿の作成後の運用、こういった両面で、地域での、災害時の要配慮者の方々の支援がうまく進むように、配慮、また、取り組みをよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

質疑を終結いたしまして、市長の行政報告を以上で終わります。

議案第17号防府市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議案第19号防府市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第25号防府市手数料条例中改正について

議案第31号平成26年度防府市競輪事業特別会計予算

（以上総務委員会委員長報告）

議案第15号防府市教育振興基本計画について

議案第16号防府市スポーツ推進計画について

議案第27号防府市社会教育委員の定数及び任期に関する条例中改正について

議案第28号防府市青少年問題協議会条例中改正について

議案第29号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

議案第 38 号平成 26 年度防府市介護保険事業特別会計予算

(以上教育厚生委員会委員長報告)

議案第 18 号防府市農業農村整備事業分担金徴収条例の制定について

議案第 24 号防府市手数料条例中改正について

議案第 32 号平成 26 年度防府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 33 号平成 26 年度防府市索道事業特別会計予算

議案第 34 号平成 26 年度防府市と場事業特別会計予算

議案第 35 号平成 26 年度防府市青果市場事業特別会計予算

議案第 36 号平成 26 年度防府市駐車場事業特別会計予算

議案第 37 号平成 26 年度防府市交通災害共済事業特別会計予算

議案第 39 号平成 26 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 40 号平成 26 年度防府市水道事業会計予算

議案第 41 号平成 26 年度防府市工業用水道事業会計予算

議案第 42 号平成 26 年度防府市公共下水道事業会計予算

議案第 43 号防府市国民健康保険条例中改正について

議案第 45 号平成 26 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(以上環境経済委員会委員長報告)

○議長 (行重 延昭君) 議案第 15 号から議案第 19 号まで、議題第 24 号、議案第 25 号、議案第 27 号から議案第 29 号まで、議案第 31 号から議案第 43 号まで及び議案第 45 号の 24 議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第 17 号、議案第 19 号、議案第 25 号及び議案第 31 号について総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長 松村 学君 登壇]

○18 番 (松村 学君) さきの本会議において、総務委員会に付託となりました議案第 17 号、議案第 19 号、議案第 25 号及び議案第 31 号の 4 議案につきまして、去る 3 月 13 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 17 号防府市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「休業の承認の対象として、在職期間が 3 年以上である職員としている理由は何か」との質疑に対し、「新入職員については、運用上最初の異動を 3 年後としていることを踏まえ、この間は市の業務に従事してもらうこととし、在職期間に制限を設けたものでございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第19号防府市消防長及び消防所長の資格を定める条例の制定の審査については、委員会といたしましては、御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、議案第25号防府市手数料条例中改正については、特に御報告申し上げる質疑等はありませんでした。

審査を終え、本案の承認についてお諮りしましたところ、「今回の改正は消費税率の引き上げにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことに伴い手数料を引き上げるものであるが、事業者や関係者への影響が大変大きいことから反対の立場を表明する」との意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第31号平成26年度防府市競輪事業特別会計予算の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「競輪の事業運営が厳しい状況の中、入場者の確保や増収に向けた取り組みはどうか」との質疑に対し、「無料バスの運行、場内での競輪選手OBによるガイダンスや初心者向けのイベント等を継続して実施しており、また、スポンサー付きの競輪も開催しているところですが、本年度は、空調設備の整った既存施設2カ所での新たな投票所の開設も計画しており、引き続き、経費の節減と投資の集中化を図りながら、ファンサービスの向上や増収に向けて取り組んでまいります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、教育厚生委員会に付託されておりました議案第15号、議案第16号、議案第27号から議案第29号まで及び議案第38号について、教育厚生委員長の報告を求めます。河杉教育厚生委員長。

〔教育厚生委員長 河杉 憲二君 登壇〕

○23番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、教育厚生委員会に付託となりました議案第15号、議案第16号、議案第27号から議案第29号及び議案第38号の6議案につきまして、去る3月14日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第15号防府市教育振興基本計画について、質疑等の主なものを申し上げ

ますと、「「価値観が多様化する社会においては、社会のルール、モラル、マナーを守る」といった規範意識の醸成が求められています」という記述は、第四次防府市総合計画の中の「異なる価値観を尊重しながら相互の考え方を調整し、まとまりを保って」という記述と整合せず、一定の古い価値観の押しつけになっているのではないかというパブリックコメントで寄せられた意見について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「価値観が多様化していく社会においては、その時々によって新たなルール、マナー等がつけられていくことから、その社会に応じた規範意識を醸成してまいりたいと考えております」との答弁がございました。

また、「道德教育については、授業だけにとどまらず、幅広く実践していくべきと考えるが、今後、具体的にどのような取り組みを行っていくのか」との質疑に対し、「道德教育につきましては、生きていく基盤となる最も大切な教育であると考えており、年間35時間、週1時間の道德の時間をかなめとして、教育活動全ての中で展開しております。

今後は、道德教育を研究指定校の研究テーマとして取り組むほか、防府市で活躍した人物等、地域素材を生かした道德教材をより積極的に活用してまいります」との答弁がございました。

さらに、「本計画の見直しに当たっては、時代の流れに沿って取り組んでいく事項を明記するとともに、市民にとってわかりやすい計画になるよう改善をお願いしたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、承認した次第でございます。

次に、議案第16号防府市スポーツ振興計画についての主な質疑等でございますが、「小学生の体力が昭和60年ごろに比べて低い水準となっているのは、どのような理由によるものか」との質疑に対し、「ライフスタイルの変遷やスポーツに親しむ機会の減少のほか、幼児期の身体活動などの不足から、スポーツをする子どもとしない子どもの二極化が進んでいることなどが体力の低下につながっていると考えられます」との答弁がございました。

これに対し、「各学校やスポーツクラブにおいては、例えば、体力データを点数化するなど、子どもたちにわかりやすく、励みとなるような方法で、やる気を引き出す工夫をお願いしたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第27号防府市社会教育委員の定数及び任期に関する条例中改正について、質疑等の主なものを申し上げます。

「各区分に規定する委員のうち、女性の人数は何人か」との質疑に対しまして、「学校教員の関係者3人のうち1人、社会教育の関係者6人のうち2人、家庭教育の向上に資する活動を行う者2人のうち2人、学識経験のある者4人のうち1人、公募の手続により決定した者2人のうち1人で、計17人のうち7人でございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、承認したところでございます。

続きまして、議案第28号防府市青少年問題協議会条例中改正についての主な質疑等でございますが、「現行の条例において、地方青少年問題協議会法に規定のない教育委員会の委員や関係団体の代表者を委員として定めているが、法律の解釈を拡大したものか」との質疑に対しまして、「条例制定時の経緯は不明ですが、青少年問題に係る幅広い事業活動を実施する中、全市的な取り組みが必要であるとの認識から現在の委員構成になったものと考えます」との答弁がございました。

質疑等を終結し、お諮りいたしましたところ、「協議会を組織する委員の区分があいまいであることや、関係行政機関の中に、防府市福祉事務所が含まれていないことから、委員の構成を見直すべきである」との反対意見がございました。

一方、「これまでも協議会が連絡調整、意見交換の場として円滑に協議が行われてきたことを評価する。委員構成については、今後、協議会の見直しの際に行えばよいと考える」との賛成意見がございました。

また、「執行機関の長と、その附属機関の長の兼任は、地方自治法上、違法ではないが適当ではない場合が少なくないと解されている」との理由から、会長を市長とせず、副市長を充てる修正案が提出されました。

この修正案について、挙手による採決を行った結果、賛成少数により、不承認とした次第でございます。

次に、原案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、承認いたしました。

続きまして、議案第29号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について、質疑等の主なものを申し上げますと、「市長が特に必要であると認めるときは、午後5時15分以降、午後7時15分まで延長してプールを使用することができる旨規定されているが、どのような場合か」との質疑に対しまして、「土曜日、日曜日及び盆時期の休日の夕方を想定しておりますが、利用状況に応じて、平日についても対応できるようにしております」との答弁がございました。

また、「ロッカーの使用料について、利用者負担なしとしたのはどのような理由によるものか」との質疑に対しまして、「旧プールにつきましては、時間ごとの入替制でございましたが、このたびは入れ替えなしで再入場を認める予定にしております。再入場の際、ロッカーを使用するたびに料金が生じることへの負担を考慮し、利用者サービスの観点から100円のリターン式を採用したものでございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました。

続きまして、議案第38号平成26年度防府市介護保険事業特別会計予算についての主な質疑等でございますが、「現在、国においては高齢者が住みなれた地域で医療・介護・福祉サービスを一体的に受けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進しているが、市ではどのように取り組んでいるのか」との質疑に対し、「毎月1回、行政機関、介護サービス事業者、医療関係者、福祉関係者等による会議を開催し、地域の課題や解決方法について協議を行うとともに情報の共有を図っております。

今後、地域包括ケアシステムの構築に当たり、地域における医療機関との連携体制の充実が大きな課題となることから、医療、看護関係者の御協力をいただきながら、各関係機関と連携し、高齢者の地域での生活を支援するためのサービス提供に努めてまいります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、65歳以上の高齢者の8割の方は保険料を支払うだけで介護認定を受けていない。第2の税金とも言える介護保険の制度そのものに問題があるという立場から反対する」との意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、環境経済委員会に付託されておりました議案第18号、議案第24号、議案第32号から議案第37号まで、議案第39号から議案第43号まで及び議案第45号について環境経済委員長の報告を求めます。山田環境経済委員長。

〔環境経済委員長 山田 耕治君 登壇〕

○11番（山田 耕治君） さきの本会議におきまして、環境経済委員会に付託となりました議案第18号、議案第24号、議案第32号から議案第37号、議案第39号から議案第43号及び議案第45号の14議案につきまして、去る3月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第18号防府市農業農村整備事業分担金徴収条例の制定については、特に御報告申し上げる質疑等もなく、委員会といたしましては執行部の説明を了とし、全員異

議なく、議案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第24号防府市手数料条例中改正についての質疑等の主なものを申し上げますと、「このたび条例の改正をすることによって、市は消費税増税分の3%以上の収入増になることはあるのか」との質疑に対し、「建築物確認申請等手数料については、1,000円未満の端数を切り捨てて計算いたしますので、消費税増税分以上の収入増にはなりません」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りしましたところ、「消費税の増税により公共料金を引き上げることは、景気が腰折れし、経済情勢の悪化を招きかねない」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第32号平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計予算、議案第33号平成26年度防府市索道事業特別会計予算、議案第34号平成26年度防府市と場事業特別会計予算、議案第35号平成26年度防府市青果市場事業特別会計予算、議案第36号平成26年度防府市駐車場事業特別会計予算、議案第37号平成26年度防府市交通災害共済事業特別会計予算及び議案第39号平成26年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算の7議案について、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第34号について質疑等の主なものを申し上げますと、「一般会計から1,000万円以上が繰り入れられているが、と場事業の今後の展望をどのように考えているのか」との質疑に対し、「全国のと場事業の運営が厳しい中で、本市といたしましては、全面改修を念頭に事業を継続していくのか。または、市外の他の施設を利用していくことで、食肉の安定供給に資するようになっていくのかなど、さまざまな御意見を伺いながら検討していきたいと考えております」との答弁がございました。

各議案の審査を終え、お諮りしましたところ、議案第32号については、「来年度も保険料の値上げをせず、県内他市と比較しても低い保険料となっていることは評価できるが、それでもなお、現在の保険料の額は、市民生活に大きな負担を与えている。

今回、基金を大幅に取り崩しているものの、さらに予備費を使えば、保険料の引き下げは不可能ではないと思うので、承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

また、議案第39号については、「均等割額の軽減措置が拡大されることについては評価できるが、保険料や賦課限度額が引き上げられることは、市民にとって大きな負担となるため、承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

また、議案第33号から議案第37号までの5議案につきましては、いずれの議案も全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

続きまして、議案第40号平成26年度防府市水道事業会計予算、議案第41号平成26年度防府市工業用水道事業会計予算及び議案第42号平成26年度防府市公共下水道事業会計予算の3議案について、一括して御報告申し上げます。

いずれの議案も、特に御報告申し上げる質疑等もなく、委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、3議案につきましては、全員異議なく、議案のとおり承認した次第でございます。

次に、議案第43号防府市国民健康保険条例中改正について及び議案第45号防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の2議案について、一括して御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。審査を終え、両議案の承認についてお諮りしましたところ、議案第43号及び議案第45号について、「保険料の均等割額や平等割額の軽減措置を拡大することについては評価できるが、後期高齢者支援金等賦課限度額と介護納付金賦課限度額を引き上げることは、中間層の市民の方に大きな影響を与えるため、承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、両議案とも原案のとおり承認した次第でございます。

以上、本委員会に付託されました14議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） これより、関係各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。3番、木村議員。

○3番（木村 一彦君） ただいま議題となっております諸議案のうち、議案第25号防府市手数料条例中改正について、議案第24号同じく防府市手数料条例中改正について、議案第32号平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計予算、議案第39号平成26年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第43号防府市国民健康保険条例中改正について及び議案第45号平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の6議案に反対をいたしたいと思っております。以下、簡単に理由を述べたいと思っております。

まず、議案第25号及び議案第24号は、国が4月から消費税を5%から8%へ引き上

げることに伴い、危険物の製造所等の設置許可申請に対する審査手数料及び建築物確認申請等手数料をそれぞれ引き上げようとするもので、市民、国民の所得が低迷する中で、市が公共料金を値上げすることは諸物価高騰の誘因となり、深刻な景気の腰折れを招くことは間違いありません。

さらに、来年10月には消費税が10%に引き上げられることが予定されておりまして、事態は一層深刻になると思われます。市民の暮らしを守るという市政本来の立場から、これを認めるわけにはまいりません。

次に、議案第32号平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計予算は、保険料は前年並みに据え置かれておりますが、相変わらず市民の負担能力を超える高い保険料となっております。

市の平均保険料は、9万4,197円で県内13市の中では低いほうとなっております。この点では市当局の御努力の一端が伺えますが、それにしましても、40歳から65歳までの夫婦2人世帯で、給与年収が130万円、月にしますと10万円程度の給料の方で、年間保険料が14万円以上というとても高い保険料となっております。収入の1割をはるかに超えております。これでは、払いたくても払えないという市民からの悲鳴が上がるのも当然ではないでしょうか。

新年度は、基金も取り崩して基金残高も減っておりますけれども、一般会計からの繰り入れを行うなどして、この高過ぎる保険料を引き下げる努力をすべきだというふうに主張したいと思えます。加入者が払える保険料にすべきだと考えております。

次に、議案第39号平成26年度防府市後期高齢者医療事業特別会計予算は、2年に1度の保険料率改定によりまして、所得割率、均等割額ともに引き上げとなっております。高齢者の負担が一層増加しております。2割軽減、5割軽減の軽減対象が拡大されている点は評価できますけれども、一方で、保険料賦課限度額が55万円から57万円に引き上げられており、これも認めるわけにはまいりません。

次に、議案第43号防府市国民健康保険条例中改正については、2割軽減、5割軽減の対象を広げるという積極面はあるというものの、70歳以上75歳未満の被保険者の窓口での支払いをこれまでの1割負担から2割負担に引き上げる。

さらには、後期高齢者支援金付加限度額を14万円から16万円に引き上げる。介護納付金付加限度額を12万円から14万円に引き上げるというものでありまして、加入者の負担はさらに耐えがたいものになります。これも承認できません。

最後に、議案第45号平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、これは、今、申しました議案第43号を予算化したものでありまして、これも認

めるわけにまいりません。

以上、長くなりましたが討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 上程されております24議案のうち、次の8議案について反対の立場を表明いたします。

まず、消費税率引き上げに関連して、市の手数料を値上げする議案第24号及び議案第25号の2議案、議案第32号、38号、39号の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計の当初予算、企業会計中第40号の水道事業会計の当初予算、さらに、国民健康保険料の賦課限度額を4万円引き上げる条例改正案である議案第43号と、これに伴う補正予算であります第45号、以上の8議案についてであります。

最初に、議案第24号、25号については、いずれも消費税率引き上げに関連して、市の手数料を引き上げるものであり、12月議会でも申し上げましたが、これは行政の努力により、引き上げは見合わせるようにすべきであることなどの理由により、反対をいたします。また、そもそも消費税は税として逆進性が高く、所得の低い世帯に重くのしかかる問題のある税制であることを改めてここで指摘をさせていただきたいと思っております。

引き続き特別会計ですが、まず、議案第32号の国民健康保険事業特別会計については、この国民健康保険事業は、法定受託事務ではなく自治事務であり、これまでも再三主張しておりますが、一般会計からの繰り入れを増やして、所得の1割を超える保険料の軽減を図るべきであり、認めがたいものであります。

第38号の介護保険事業特別会計についてであります。介護保険の導入はそもそも国地方自治体の福祉関係予算を減らし、これを保険料という形で国民、市民に転嫁する増税そのものであり、反対をいたします。

平成24年度に、約20%の保険料値上げがされ、新年度には平成27年度からの保険料を引き上げるための算定がされますが、さらに市民の負担増となることをここで指摘させていただきたいと思っております。

第39号の後期高齢者医療制度は2年ごとの保険料の見直しがされ、平成26、27年度の保険料は、平成24、25年度と比べ、所得割率0.72ポイント、均等割額2,957円増となっております。そして、収入の少ない高齢者にとって保険料が国民健康保険と同じように大きな負担となっております。

そして、この後期高齢者医療広域連合が一般財源を持たないため自治体独自の減免ができないこと、あるいは議会報告会で市民からの要望がある人間ドック事業も難しいものとなっております。

広域連合の議員は、各市町の長及び議会の議員から選ばれる仕組みですが、山口県においては、それも全市町から選ばれるわけではないため、広域連合の議会での議決に参加できない自治体もあるということ。こうした形で、後期高齢者の意思や願いが広域連合に反映される仕組みとなっていない、こうした制度を認めるわけにはまいりません。

第40号の水道事業会計当初予算については、平日、夜間、土日等の通常勤務時間以外の水道施設運転管理業務等の経費が計上されております。

水道事業は、市民の健康や衛生的な生活環境を保障するライフラインとして、地域社会における重要な社会基盤であり、したがって、安心・安全な水を供給することが、市民への最大のサービスであり、行政の責務であります。

こうした形で委託をすることについて反対の立場を表明いたします。なお、議案第41号、42号にも同様な委託に関するものがありますが、付随的なものとして、これには反対はいたしません。

議案第43号は、国民健康保険料の賦課限度額をさらに4万円引き上げる条例改正案で、認めがたいものであります。

議案第45号は、これに伴う補正予算であり、一体のものとして、これにも反対をいたします。

以上の8議案について、反対の討論といたします。なお、特別会計の幾つかについては、消費税率の引き上げに伴い、使用料等を値上げしているものもあり、問題がないことはありませんが、次に審議される一般会計において問題であると指摘し、これらの特別会計については反対をいたしません。

次に、賛成する議案について、若干、討論をさせていただきます。

まず、議案第15号の防府市教育振興基本計画については、昨年6月議会の一般質問で、問題と思われる箇所を指摘させていただきました。その一部しか修正されておらず、不満が残りますが、修正されてきた教育委員会の姿勢を一定評価し、また、常任委員会での答弁を聞く限り、計画の運用の中で、問題点は一定程度解消されるのではないかと考えられ、反対はいたしません。今後の実施状況を注視させていただこうと考えております。

また、この議案の中で、第3次地域主権一括法に関わる改正が3議案あり、このうち、消防に関する議案第19号、社会教育委員に関する議案第27号は、参酌すべき基準を参考にして条例改正をするものとして、防府市の実情に合わせて、この基準とは異なる内容を定める条例改正をしており、地域主権一括法の趣旨に沿っており、この2議案は評価できるものと考えております。

議案第28号の青少年問題協議会に関わる条例改正についてであります。これはそも

そも全国市長会の提言により、この第3次一括法に取り上げられたもので、先ほどの2議案と異なり、参酌すべき基準もなく、自治体の自主性において協議会の構成員を決めることができることとなったものであります。

議案が提案された本会議でも指摘しましたが、地方自治法の公的解説書である元総務省事務次官松本英昭氏の逐条地方自治法では、付属機関を代表とする職を（中略）長が兼ねることは——少し抜かしますが、適当でない場合が少なくないであろうと述べており、この点について、広島市や静岡市はこういった問題点を解消した形で、今回、条例改正されていることに比べ、残念であるということを感じとして申し上げます。

このほかの議案に関しては、執行部の説明及び議員の質疑に対する答弁により、これを了とするものであります。

以上、討論といたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第24号、議案25号、議案第32号、議案第38号から議案第40号まで、議案第43号及び議案第45号の8議案につきましては、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

まず、議案第25号については、総務委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号については、教育厚生委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、よろしゅうございます。よって、議案第38号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、よろしゅうございます。起立多数でございます。よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、よろしゅうございます。起立多数でございます。よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第39号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第40号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号については環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、よろしゅうございます。起立多数でございます。よって、議案第43号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号については、環境経済委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、よろしゅうございます。起立多数でございます。よって、議案第45号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号から議案第19号まで、議案第27号から議案第29号まで、議案第31号、議案第33号から議案第37号まで、議案第41号及び議案第42号の16議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第15号から議案第19号まで、議案第27号から議案第29号まで、議案第31号、議案第33号から議案

第37号まで、議案第41号及び議案第42号の16議案につきましては、原案のとおり可決されました。

議案第30号平成26年度防府市一般会計予算

議案第44号平成26年度防府市一般会計補正予算（第1号）

（以上予算委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第30号及び議案44号を一括議題といたします。本案はいずれも予算委員会に付託されておりましたので、予算委員長の報告を求めます。安藤予算委員長。

〔予算特別委員長 安藤 二郎君 登壇〕

○22番（安藤 二郎君） さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第30号及び議案第44号につきまして、委員会審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、3月13日、14日、17日の各分科会において、慎重に審査をいたしました。さらに、3月20日に全体会を開き、全体会で審査すべき事項についての報告を受けた後、集中審査、討論、採決を行いました。

それでは、集中審査における主な質疑等につきまして御報告申し上げます。

総務分科会からの審査事項、「山頭火ふるさと館整備事業」では、「基本設計、実施設計に移る前に、地元の意見を聞く機会をもう一度設けることはできないのか」との質疑に対し、「昨年7月の地元説明会では、さまざまな御意見をいただいております、また、現在、交通や道路等の関係について、都市計画課と調整していることもありますので、今後、何らかの形で、地元の方に説明していきたいと思っております」との答弁がありました。

「将来、交通量が増え、建設予定地周辺では、駐車違反、交通渋滞等の弊害が起きることが予想される中、駐車場の設置をどのように考えているのか」との質疑に対しては、「交通事情等も踏まえ、都市計画と一緒に進めていくようになると思いますが、駐車場設置については、今後、周辺の観光施設等との相互利用や既存の駐車場の利用も含め、考えていきたいと思っております」との答弁がありました。

これに対し、「駐車場の位置はどのように考えているのか。また、何台程度、確保する見通しか」との質疑があり、「駐車台数については、今後、検討してまいります。駐車場の位置は、建設予定地から歩いておおむね10分以内の範囲で考えていきたいと思っておりますが、建設予定地の近辺に設置した場合、交通渋滞が起きる可能性もあり、いろいろ

な面で検討していきたいと思います」との答弁がありました。

また、「兄部家の史跡整備を担当する部署との調整について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「担当課である文化財課とは協議をしておりますが、史跡整備構想の策定に向けて業務を進めていることから、所管の文化庁との具体的な協議にはまだ至っていないと聞いております。

同課には、文化庁との早期の調整を依頼しており、今後、文化財課を通して、文化庁との接点を持っていきたいと考えております」との答弁がありました。

さらに、「建設に向けての市民意識の醸成についてはどのように考えているのか」との質疑に対して、「市民の皆様の意識の醸成につきましては、はかり切れない面がございますが、地元説明会や地区懇談会等での御意見により、情報を得ているところでございます。今後も、「山頭火ふるさと館」建設に対するさまざまな御意見に耳を傾けていきたいと思っております」との答弁がありました。

これに対して、「さまざまな手段を講じ、市民意識の醸成に努めていただきたい」との要望がありました。

また、「地元への説明も大切だが、市民全体の建物でもあるので、市民へのアンケートや意向調査もするべきではないか」との質疑があり、「アンケートについては考えておりませんが、ホームページや市広報を通じて、進捗状況等を市民の皆様にお知らせしたいと思っております」との答弁がありました。

審査を尽くしたところで集中審査を終了し、議案第30号及び議案第44号に対し、一括して討論を求めましたところ、議案第30号につきまして、「山頭火ふるさと館整備事業」については、駐車場対策が不十分であること、兄部家の修復に向けた担当課との細かい調整ができておらず、今後の事業に支障が出ることが予想されること、地元自治会からの反対の声が多いこと、市民の意識が醸成してないことから反対である」との意見や、「予算が福祉と暮らしのための施策の縮減、公共料金への消費税増税分の転嫁、業務の民間委託や職員の削減を進める中身となっている」との反対意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり承認した次第でございます。

議案第44条については、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

最後になりますが、個別審査事項以外で、分科会主査から報告を受けております主な質疑等について、その内容等を御報告申し上げます。

総務分科会では、「新しい交通サービスの導入はいつになるのか」との質疑に対し、「現在、市内の3カ所の地域に出向いて協議をしております。その地域の皆様の御意向をお聞きし、地域に合った交通サービスをこれから決めてまいります。具体的な導入の時期

は各地域での協議の進捗によるところもあり、不明な点がございます」との答弁がございました。

「公共施設マネジメントには、市民の声をしっかりと反映させる必要があると思うが、どうか」との質疑に対し、「基本方針を策定する際に、市民を対象にアンケート調査を実施し、公共施設に対する満足度を把握したいと考えております。

また、今後は、公共施設白書等に関する市民からの御意見を参考にしながら、公共施設マネジメント事業を進めてまいります」との答弁がございました。

教育厚生分科会では、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業では、具体的にどのようなことを実施するのか」との質疑に対し、「平成18年12月に設置いたしました要保護児童対策地域協議会の委員のうちから、実務者の方々を対象として、専門知識や実技を習得するための研修会を実施するほか、市子ども相談室職員が、さまざまな相談に適切に対応できるよう研修に参加することにより、支援体制の充実に努めます」との答弁がございました。

また、「臨時福祉給付金の支給に当たっては、該当者に申請書を送付することであるが、子育て世帯臨時特例給付金については、申請書の送付を行わないのか」との質疑に対し、「当該給付金につきましては、事業のPRに努めるとともに、児童手当支給対象者のデータをもとに、該当者に申請書を送付する予定でございます」との答弁がございました。

さらに、「宮内本陣兄部家の保存整備については、焼失した建物の復元を決定した上で事業を進めているのか」との質疑に対し、「史跡としての価値を効果的に伝えていくに当たり、建物の一部を江戸時代の状況に戻すことが有効ではないかと考えておりますが、この問題については、今後、文化財保護法の規制も踏まえ、保存整備計画策定委員会において協議を重ね、事業を推進してまいります」との答弁がございました。

また、「華浦小学校及び牟礼南小学校の給食調理等一部業務委託の契約業者は、ことし1月に広島市で、中学校給食による集団食中毒を起こしているが、新年度の業務委託に当たり、どのように管理運営指導を行っていくのか」との質疑に対し、「現在、市では、当該業者を含め、3業者に業務を委託しておりますが、今回の食中毒発生を受け、全ての給食調理場で、衛生管理指導を実施するとともに、業者に対しては、衛生管理の指導徹底を図るよう文書で要請、全調理員に臨時にノロウイルスの検査を実施していただいたところでございます。

年間を通して、月1回程度、市学校給食管理室職員による各調理場の巡回指導を行うなど、今後も十分な衛生管理に努めてまいります」との答弁がございました。

これに対し、「委託業者の募集に当たっては、適格者であることを厳格に審査し、衛生管理の徹底をお願いしたい」との要望がございました。

環境経済分科会では、「市営墓地管理事業について、毎年、墓地を20区画ずつ供給されているとのことだが、今後、どの程度の期間、供給が可能か。また、その後はどのように考えているか」との質疑に対し、「残りが約250区画ほどあることから、10年以上は供給が可能であると考えております。また、その後につきましては、全国的に樹木葬や納骨堂などといった埋葬に対するニーズが多様化している状況を研究しつつ、本市に適した方法で区画数を確保していきたいと考えておりますとの答弁がございました。

これに対し、「10年という期間はあっという間に過ぎていく。単独世帯の増加や核家族化の定着など、家族の形態も変化していることから、市営納骨堂の整備については、早急に検討していただきたい」との要望がございました。

「大河ドラマ誘客おもてなし事業について、設置を計画しているドラマ館とは、どのような内容のものか」との質疑に対し、「ドラマ館は、ルルサスの多目的ホールを会場として設置を計画しております。内容につきましては、NHK大河ドラマを二次使用するもので、ドラマのシーンや出演者の衣装、小道具の展示や舞台の再現などが主なものですが、市内にある楯取夫妻ゆかりの地、明治維新に関するもの等も紹介する予定にしております。詳細は今後、ドラマ館を手がけるNHKエンタープライズと協議することとなりますが、展示スペースや費用の面も考慮しながら、検討してまいります」との答弁がございました。

「橋りょう維持事業について、新聞報道では、道路橋の保全業務に当たる技術者が不足している自治体が多いとあったが、本市ではどのような状況か。また、橋りょうの点検や調査に影響はあるか」との質疑に対し、「本市におきましても、土木職員は多少不足しておりますが、橋りょうの点検や調査については、コンサルタントに業務委託をしておりますので、影響はございません」との答弁がございました。

これに対し、「橋りょうの点検や調査は、市民生活の安全に関わることなので、業者に委託することなく、市が直接行っていただきたい」との要望がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。18番、松村議員。

○18番（松村 学君） それでは討論を行いたいと思います。

議案30号平成26年度一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。冒頭、次に述べる予算以外全て執行には賛成であります。山頭火ふるさと館整備事業のう

ち、資料収集費、山頭火調査研究専門員の報酬は認めますが、実施設計委託料 3,180万4,000円のみ反対であるため、やむなく反対するものです。

反対理由は、以下5点であります。今まで指摘してきました、1、駐車場対策が不十分であり、建設予定地周辺で交通パニックが予想され、市はその具体的対策を考えておりません。

2点目として、建設予定地に隣接し、平成31年度に兄部家修復完成を考えておりますが、文化庁や担当課との細かい調整ができておらず、今後、問題が出ると想定されます。

3点目として、地元松崎連合自治会の中でも、自治会長以下反対者が多い中、地元の理解がされておられません。いま一度、地元と協議をし、ある程度の理解を得ていただきたいと思っております。

4点目といたしまして、昨年秋に行った15地域の議会報告会でも、市民からこの件の質疑が相次ぎ、市民の疑念が強い中で、市民への「山頭火ふるさと館」建設に向けた理解がやはり進んでいないと再認識したからであります。

5点目といたしまして、このたび新たに付け加えますが、政策的経費でもあり、田中健次議員が本会議でも質問されましたが、やはり、政策的経費は選挙の前は外して、直近の市長選挙で改めて民意を問い、民意がしっかり受け入れられた施設となるよう、選挙後に議案を出すべきであると思っております。

以上、5点により反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） 議案第30号平成26年度防府市一般会計予算案に賛成の立場で討論いたします。

当該予算案については、予算委員会に付託され、さらに、総務、教育厚生、環境経済の各分科会において分割審査されました。

そして、各分科会から予算委員会全体会で個別審査の対象となるべき疑義等を生じた重要事項について、さらに集中審査されました。その過程で、個別審査事項として全体会に上げられた案件は、総務委員会分科会から提出された「山頭火ふるさと館整備事業」にかかわるもの1件であり、全体会では種々の意見も出されましたが、結果は先ほど予算委員長報告のとおりとなったわけでございます。

そこで、平成26年度予算案全体の中でのふるさと館整備事業にかかわる関連予算について申し上げますと、ふるさと館建設用地は館建設を目的に、昨年度の議会で議決、取得された行政財産であります。しかしながら、用地決定に至るまでの過程は決して、私の立場からすると、満足のいくものではありません。苦言を呈するようになるかもしれません

が、現用地は狭隘な細長い用地であり、駐車場の問題や前面道路の交通事情等に多くの問題点が指摘され、議会側からも、他にかわる用地等の提案もなされました。

しかしながら、執行部においては現用地を当初から適地と定め、議会側との真摯・慎重な協議がなされなかったという印象も否めませんが、ただ、何よりも、目的を定め、取得した用地の議会での議決は重いものがあり、今後、粛々と進め、今、ここで後戻りすることはできないのではないかと存じます。

仮に、後戻りした場合、また、いつの時点になるかの保証もございません。現在では、ほとんどの小学校、中学校、高等学校の教科書にも山頭火の人物や句が紹介されており、皆様、御存じかどうかわかりませんが、教育者、哲学者として、かの有名な森新三先生の言葉をかりれば、明治以降、真に芭蕉に迫り得た文人を2人上げれば、1人は島崎藤村であり、いま1人は種田山頭火であると述べられております。

また、現代に生きた1人の詩人だと言うとき、人々の多くは耳をかさず、素人の暴論ぐらいにしか受け取らなかつたようですが、しかしながら、歴史はいつの日か必ず先述のような判定を下す日が来るでしょう。それというのも、この人ほどその生涯をかけ、命の全集中と燃焼をあえてした俳人を、民族の現時点では見出し得ないからですとも述べておられます。このことが、山頭火が今ほとんど全国で使用されている教科書に載っており、全国で評価されているゆえんだと思っております。

私も、少なからず、過去、顕彰にかかわった経緯がありますので、以上、述べたような背景を踏まえながら、今後、基本設計、実施設計等、議会側に丁寧な報告や隣接する史跡の再建などの方向性、さらには、まちづくり等との関連性を十分に踏まえ進められることを要望し、また、用地の例に見られたようなことにならないよう、苦言も呈し、平成26年度防府市一般会計予算案の賛成討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

○14番（山本 久江君） 議案第30号平成26年度防府市一般会計予算につきましては、反対の立場から討論を行います。国の、景気は緩やかに回復しつつあるという見方は違い、景気の減速傾向が明らかになり、国内総生産の6割を占めると言われる民間最終消費支出が低迷している中で、新年度4月から至上空前の大増税と言われる消費税増税が実施をされます。雇用不安が十分改善されず、賃金引き上げも一部の企業にとどまり、働く者の実質賃金低下、また、高齢者の年金はさらなる減額が実施をされる中で、市民の暮らしは一層厳しさを増しております。

追い討ちをかけるように、税制では、復興特別法人税は1年前倒しで廃止をされましたけれども、住民税の均等割の上乗せが行われ、国民年金保険料の負担増、また、児童扶養

手当や特別障害者手当などの給付は減額、医療費については、ことし、70歳になる人から2割負担増となるなど、住民負担増と社会保障の改悪がさらに進められております。

こうした中で、市政においては、住民の暮らしと福祉を守る、いわば、自治体本来の役割をどう発揮すべきかが問われておりますけれども、残念ながら、市民の願いに十分応えたものとなっております。

国の方針に従って、福祉と暮らしのための施策の縮減や公共料金への消費税増税分の転嫁、また、業務の民間委託や職員の削減を一層進める中身となっております。職員数で言えば、平成26年度は884人で、5年前の平成21年度と比較しても60人減ったこととなります。県内他市、類似団体と比較いたしましても、職員数が少なく、しかし、一方では、国や県からの権限移譲、また、住民ニーズの多様化に伴う仕事は飛躍的に増えておりまして、一人ひとりの職員にかかる負担は極めて大きくなっております。

非正規職員の増大は、官製ワーキングプアを推し進め、業務の民間委託の増大は、自治体本来の役割を發揮することを困難にいたしております。住民サービスへの影響も出ており、とりわけ、技術職員の減少による防災、安全確保力の低下も懸念されるわけですが、職員削減の見直しを図るべきではないかと考えております。

また、「山頭火ふるさと館」につきましては、今回、建物及び展示の基本設計、実施設計にかかわる予算が計上されておりますが、土地の狭隘さ、駐車場不足、地元との協議の問題、さらに、宮市本陣兄部家の保存整備とのかかわりの中で、計画については慎重に検討し直すべきであるというふうと考えております。

新年度予算につきましては、市民から喜ばれております住宅リフォーム助成事業の継続や学校支援員の増員等、市民の要望を一部取り上げ、盛り込んだ予算となっておりますことは評価したいというふうと考えておりますけれども、以上、述べた点で一般会計予算には賛成し難い。このように討論をしたいと思っております。

それから、議案第44号につきましては、執行部の説明を了といたしまして、賛成の態度を表明をいたします。以上です。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 議案第30号平成26年度一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成26年度一般会計予算では、環境保全対策として、住宅用太陽光発電システム導入に対する助成の拡充、防災対策のため防災ラジオの再配布や防災倉庫及び避難所運営の充実が図られております。

医療・保健サービスの充実では、新規予防接種の実施やがん検診の促進の予算、また、

新規に、高齢者の外出支援として、バス、またはタクシーの運賃助成などの予算があります。

産業の振興のため、住宅リフォームへの助成は継続事業として予算化されております。そのほか、学校教育の充実や、文化・芸術の振興についても、広く配慮した予算であると考えます。

議論となりました「山頭火ふるさと館整備事業」についてですが、平成25年9月議会において、「山頭火ふるさと館整備予定地」購入経費を削除する修正案は否決されております。平成26年度予算においては、「山頭火ふるさと館実施設計」委託料と備品購入費がその主なものであります。

「山頭火ふるさと館整備事業」については、どのようなものにしていくかを真摯に議論すべきであり、今後示される実施設計案について、執行部と議会が建設的な議論をしていくことが必要と考えます。したがって、議案第30号平成26年度一般会計予算について賛成いたします。

議案第44号については賛成といたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 上程されている2議案のうち、議案第30号について、反対の立場を表明いたします。

1つの焦点となっております「山頭火ふるさと館整備事業」に関してであります。現在、示されている土地利用計画、施設計画、昨年8月に示されたものでありますが、これを現地で見ますと、文化財的な価値のある兄部家の土塀を取り壊すことに、なり兼ねないようなものになります。

したがって、これらの計画の変更などということが必要なものになってくると思います。そういう意味でこの事業の実施については、慎重な取り組みが必要と考えられます。建築の基本設計、実施設計に今の時点で踏み込んでいいのか、この辺に疑義が残るわけがあります。

こうした点について再検討すべきであり、今回、提案されておりますこの「山頭火ふるさと館整備事業」のうち、基本設計、実施設計、これは建築と展示と、ある意味ではセットでありますので、この委託料については認め難いということを表明したいと思います。

また、「山頭火ふるさと館整備事業」について、私は基本的には「山頭火ふるさと館」をつくるべきという考え方を持っております。4年前の3月議会では、松浦市長の発表されたマニフェストの中に、「山頭火ふるさと館」の文字が全然ないということで、それはどうしたのかというふうに、この場で一般質問させていただきました。

松浦市長は、私が市長になった際には、それは出てくるということで言われましたが。それが私の基本的な姿勢であります。しかしながら、今の状況でいって、きちっとしたものができるのか多いに不安ということで、慎重にこれについては対処すべきということをお願いしておきたいと思っております。

それから、今回の当初予算については、昨年12月議会で条例改正に反対をいたしました。消費税率の引き上げに伴い、市民に負担を強いるようなものであり、問題があるということをご指摘させていただきたいと思っております。

そもそも消費税は、税として、逆進性が高く、所得の低い世帯に重くのしかかる、問題のある税制であります。さらに、行政改革の中で民間委託が進められていたり、職員の配置が不十分で、業務が十分にできていないのではないかと。これでは市民に対するサービスが不十分になるということをご指摘させていただきたいと思っております。

今回の予算で、職員の定数がマイナス1というぐらいでありますけれども、一昨日発表された人事異動、まだ細かく見ておりませんが、そういう意味で全体はまだつぶさにはわかりませんが、再任用の職員が、これまでは配置されていなかった公民館へ配置をされ、こういう形で本庁の職員数は減っております。現に、議会事務局でも1名正職員がマイナスというふうになっております。

こういった形で職員の削減が進むということで、十分な市民サービスができるのかということをご問題点としてご指摘させていただきたいと思っております。

それから、新規事業はいろいろとあります。そして、それは確かに市民の要望ということの中で、新たに盛り込まれたものではあります。予算を見て、さらに取り組めるものがあるのではないかと。ご意見を申し上げます。

なぜ、そういうことを言うかといいますと、先に議決した平成25年3月の補正予算、この中で相当の繰越額が出るということを見越して、庁舎建設基金に積み立てたりということをしております。そういうことをしながら、6月議会の段階では、またさらに10億円近い繰越額が出るということが予想されるわけでありまして、さらにもっと市民の期待に応える積極的な予算に取り組むべきではないかと。ご意見を申し上げて、反対の討論といたします。

また、ことし1月に、広島市立中学校でノロウイルスが原因の食中毒が発生し、この施設が事業禁止処分を受けております。この食事サービス会社が4月から防府市の2つの小学校、新たに華浦小学校を受託すると、引き続き、牟礼南小学校の学校給食調理業務を受託しております。

実施に当たっては万全の体制で臨むということをお願い添えて、この点について討論を終

わります。

なお、議案第44号については、執行部の説明を了とし、賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） いいですか。討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案のうち、議案第30号については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第30号については、予算委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） はい、よろしゅうございます。起立多数でございます。よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号については、予算委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第44号については、原案のとおり可決されました。

議案第46号工事請負契約の一部変更について

○議長（行重 延昭君） 議案第46号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第46号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、平成25年8月の市議会臨時会で議決を得て、契約を締結し、施工をしております（仮称）市民プール建設工事の請負契約の一部変更についてお諮りするものでございます。

内容につきましては、工期の完成期日を平成26年6月13日までに延伸することに伴う現場管理費等並びに消費税及び地方消費税の増額のため、設計を変更し、変更契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。3番、木村議員。

○3番（木村 一彦君） この議案につきましては、今、市長から御説明がありましたとおり、当初、平成25年の8月に4億9,245万円で工事契約をしております。

その後、平成25年の12月に、今、御説明がありましたように、期日が延びたということで、現場の管理費とか、消費税の増税分等が加えられまして、5億605万円に増額されております。そして、今回、さらに設計変更ということで5億1,134万円に増額されています。

したがって、最初の原案から2回の変更を経まして、契約金額は1,889万円増額になっております。これまでも、これについて部分的にいろいろ御説明なんかもありましたけれども、改めて、まず1つは、なぜこのように期日変更になったのか。それは、平成25年12月の時点ですね。期日が延びたということ。

それから、今回は設計変更ということでありまして、どういう設計変更がされたのか。その理由はなんなのか。この点を御説明願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） プールにつきまして、当初、プールの入札を行いました。入札を行いました、第1回目は辞退ということで中止しております。その時点で2カ月のおくれが出ておるということでございます。8月に臨時議会をお願いいたしまして、そのときにも御説明申し上げましたけど、26年度に繰り込む可能性は非常に高いというふうに、その時点で御答弁させていただいております。

その後、12月に追加の補正をお願いいたしました。その時点では、プール建設用地の場所で、一応、試掘等をいたしましたところ、コンクリートがらとか、大きな石とか、そういったものが出てまいりましたので、12月につきましては、そういった予期しておりませんでした関係の経費を計上させていただいたということでございます。

今回、この3月につきましては消費税のアップ分と、それから、今申し上げました入札に伴いまして、2カ月近い空白期間がございました。それから、12月をお願いいたしました追加の工事の期間がございました。その関係で、3月25日までを当初予定してございましたけど、これが6月の13日までに延びたということでございます。

したがって、設計の中では、この3月末から6月13日までの間の工事関係の経費につきましては、計上しておりませんでしたので、今回、工期が延びたということで、3月に、この契約を仮契約いたしまして、本日議案の提出をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 3番、木村議員。

○3番（木村 一彦君） 大筋了解しましたけれども、いずれにしろ、2回の契約変更が行われる。契約金額も1,800万円以上という、大変高いお金がさらに要ったというこ

とでありますから。

こういうふうには、当初の契約がいろんな事情で変更されていく。そして、それにつぎ込むお金も増えていくということが、日常化することはないと思いますが、前例になって、こういうことがどんどん行われると、大変問題だと思しますので、今後はぜひ、当初から慎重にかつ厳正に設計その他をやっていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） ちょっとこれについて、消費税の扱いについて聞きたいんですけども、これは5%が8%に上がることはわかるわけですが、この8%に上がるのは、金額でいくと、どの範囲で適用されるわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） お答えをいたします。

消費税が5%から8%へ移行する、その算定の基準でございますけれども、今回の消費税率の変更に伴う改正法附則第5条第3項では、現消費税5%が適用される契約は、平成25年9月30日までに契約した契約でありまして、今年3月末までに完了するものということでございますので、10月1日以降契約した2回目の、約1,360万円程度だと思えますが、増額に対して3%のかさ増しの増税がかかるということでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第46号については、原案のとおり可決されました。

議案第47号防府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第47号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第47号防府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、消防団員が退職する際に支給する退職報償金の支給額を増額しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第47号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成26年第1回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただき、ありがとうございました。お疲れでございました。

午後0時 5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年3月26日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 高 砂 朋 子

防府市議会議員 山 本 久 江